

石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改正に伴う取扱いの変更及び
産業廃棄物処理業に係る手続について

1 取扱いの変更の概要

(1) 廃棄物の区分の変更

表1 産業廃棄物の区分

廃棄物の種類	吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材	吹付以外の工法で施工された石綿含有仕上塗材
変更前	特別管理産業廃棄物 ・ 廃石綿等	普通物の石綿含有産業廃棄物 ・ がれき類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
変更後	全て普通物の石綿含有産業廃棄物 ・ 一部の工法*で除去されたものは、汚泥 ・ それ以外の工法により除去されたものは、がれき類又はガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	

※高圧水洗工法、剥離剤併用による除去、グラインダーケレン工法等で泥状や粉状の状態除去されるものが該当

(2) 追加的な措置

ア 石綿含有仕上塗材が廃棄物となったもの

(ア) 排出時

- ・ 耐水性のプラスチック袋等により二重にこん包すること
- ・ こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい

(イ) 収集・運搬時

- ・ 二重こん包のまま運搬すること

(ウ) 最終処分時

- ・ 石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、管理型最終処分場又は遮断型最終処分場で処分すること
- ・ 袋又は容器等に入れたまま埋立てを行うこと
- ・ 重機等により袋又は容器等を破損しないように留意すること
- ・ 転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上に乗ることのないよう覆土した後に行うこと

イ その他

けい酸カルシウム板第1種が切断・破砕されて廃棄物となったものや除去時に用具又は器具等に付着した石綿含有廃棄物についても、こん包して廃棄物の露出がないように収集運搬すること

2 取扱いを変更する日

令和3年6月7日

3 産業廃棄物処理業者に対する経過措置

新たに設ける汚泥（石綿含有産業廃棄物）の区分について、一部の産業廃棄物処理業者に対して経過措置を設け、現行の産業廃棄物処理業許可証に汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））の記載がなくても、当該産業廃棄物を取り扱うことができることとします。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）を取り扱う許可業者の経過措置は以下のとおりです。

- (1) 現に産業廃棄物処理業のいずれかの廃棄物の種類の石綿含有産業廃棄物を含む許可を有する者

変更許可不要で取扱い可能とします。ただし、安定型最終処分場で産業廃棄物処分業の許可を受けている者を除きます。(表2の①)

- (2) 現に特別管理産業廃棄物処理業の廃石綿等の許可を有する者

ア 令和3年8月31日まで、産業廃棄物処理業の汚泥（石綿含有産業廃棄物）の許可を有する者と見なし、取扱い可能とします。

なお、令和3年9月1日以降も引き続き取り扱う場合には、新規に産業廃棄物処理業の汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））の許可を取得してください。(表2の②ア)

イ 産業廃棄物処理業の許可（石綿含有産業廃棄物を除く）を併せて有する処理業者については、令和3年9月1日以降も変更許可不要で引き続き取扱い可能とします。(表2の②イ)

- (3) 産業廃棄物処理業の許可を有するが、石綿含有産業廃棄物を含まない者
取り扱う場合には、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））を事業範囲に追加する変更許可を取得してください。(表2の③)

表2 石綿含有仕上塗材を取り扱う場合の手続

		普通物の許可		
		有		無
		石綿含有 産業廃棄物含む ^{※1}	石綿含有 産業廃棄物除く	
廃石綿等（特別管理産業廃棄物）の許可	有	①：変更許可不要で 取扱い可 ^{※2}	②イ：変更許可不要で取扱い可 ^{※2}	②ア：令和3年 8月31日まで許可不要で取扱い可 ^{※3}
	無		③：取扱う場合 普通物の変更許可	普通物の新規許可

※1 いずれかの種類について（石綿含有産業廃棄物を含む（に限る））の記載がある場合

※2 更新前に許可証の書き換えを希望する場合は届出で対応。それ以外は次回更新時。
書き換え内容は4のとおり。

※3 別に定める日以降も引き続き取り扱う場合、普通物の新規許可を取得してください。

4 許可証の書き換え

3（1）、3（2）イの経過措置に該当する産業廃棄物処理業者は、次の許可更新時に申し出ることにより、許可証の書き換えを行います。ただし、直ちに許可証の書き換えを希望する場合は、変更届の提出により許可証の書き換えを行います。

（1）届出受付先

産業廃棄物処理業許可申請書、届出書と同様に、原則、届出者の所在地により以下のとおりとなります。

- ・ 新潟市、県外 … 新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課
- ・ その他 … 各地域を管轄する環境センター

（2）届出方法

ア 提出部数 1部（環境センターに提出する場合は2部、控えが必要な場合は、必要部数を追加し、控えの郵送を希望する場合は返信用封筒を同封してください。）

イ 手数料 無料

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合で許可証の返送を希望する場合は、A4の紙が折らずに入る封筒に300円切手

を貼った返信用封筒を同封してください。)

(3) 届出に必要な書類

- ア 変更届出書 (様式第 11 号)
- イ 事業計画の概要を記載した書類
 - ・ 全国様式第 1 面～第 7 面 (収集運搬業者)
 - ・ 県様式第 8 号 (処分業者)
 - ・ 県様式第 9 号 (熔融処分する処分業者のみ。最終処分の場合不要)記載例を参考に、1 (2) に記載した追加的な措置を講ずる計画としてください。
- ウ 特別管理産業廃棄物処理業許可証の写し (3 (2) イに該当する者に限る)
- エ 産業廃棄物処理業許可証の写し

(4) 書き換え内容

既存の産業廃棄物処理業許可証に汚泥が含まれている場合は、「汚泥 (石綿含有産業廃棄物を含む)」に変更し、汚泥が含まれていない場合は「汚泥 (石綿含有産業廃棄物に限る)」を追記します。

5 県条例に基づく特定アスベスト廃棄物処理計画届 (報告) について

石綿含有仕上塗材の除去作業により生ずる廃棄物については、普通物の石綿含有産業廃棄物に区分されることから、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第 16 条第 1 項、同施行規則第 7 条第 1 項に基づく特定アスベスト廃棄物処理計画届 (報告) は、不要となります。